

## 第五版はしがき

本書の改訂は7年ぶりとなるが、この間、性犯罪の非親告罪化に関する刑法改正およびこれに伴う刑事訴訟法の改正が行われ、企業活動の分野では、内部情報を伝達したり取引を推奨する行為が新たにインサイダー取引として規制・処罰の対象に加えられ、企業の技術情報や顧客情報の漏洩行為について三次以降取得者にも処罰範囲が拡大されるなど、社会的影響の大きい重要な法改正が行われた。第五版では、これらの法改正に関する加筆・改訂に加え、民事介入暴力や独占禁止法など多くの分野について、近時の実務動向を踏まえた改訂や統計資料の差替を行った。これによって、本書を常にアップデートなものにするという初版以来の要請に応えることができたのではないかと考えている。

なお、環太平洋パートナーシップ協定（TPP 協定）について、同協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律が可決・成立し、2016年12月16日に公布された。この法律は、著作権等侵害罪の一部非親告罪化など、本書の対象でもある重要な事項を含んでいるが、周知のとおり米国の TPP 協定からの離脱により当面施行の見通しが立たなくなったため、本書では部分的な解説にとどめたことをお断りしておきたい。

本書の特色は、旧版のはしがきに述べたとおり、企業が巻き込まれる可能性の高い犯罪を中心に取り上げるとともに、運用上の留意点に関する説明を充実させ、できるだけ多くの書式を掲載するなど、実務面を重視したことにある。また、警察庁の担当官に執筆に加わっていただき、捜査機関から見た望ましい告訴・告発のあり方や最近の状況について解説をお願いした点も第四版までと同様である。

最後に、第五版の出版にあたって、従来と同様、民事法研究会の田口信義氏・都郷博英氏および編集部の方々に大変お世話になった。厚く御礼を申し上げる次第である。

平成29年9月

編集代表 井窪保彦

## はしがき

本書は、平成10年4月に刊行した経営刑事法研究会編『企業活動と経済犯罪』（民事法研究会発行）の続編であり、前著が企業活動を遂行する過程で生じるおそれのある経済犯罪について専ら理論面を中心に解説したものであるのに対し、本書では実務面を重視し告訴・告発の実務および書式を詳解することを目的としている。

告訴・告発に関する実務書はこれまでも類書がなかったわけではないが、本書は次の点で従来にない特色を有している。

第一に、取り上げる対象を企業が巻き込まれる可能性の高い犯罪類型に限定し、それらの犯罪について詳細に解説するとともに、できるだけ多くの書式を掲載した点である。

第二に、実務に即応した内容とすることを目指し、第1部の基礎知識については一般的な法令の紹介にとどまらず実務的な留意点の解説に意を尽くすとともに、告訴状・告発状の書式には紙数の許す限り背景事情や添付資料等についても具体的に記述した点である。

第三に、実務重視の観点から、告訴を受理する側である捜査機関の意向を反映させることが不可欠であると考え、警察庁の担当官に打ち合わせの段階からご参加を願うとともに執筆にも加わっていただいた点である。

以上のとおり、本書は実務面を強く意識した内容となっており、紙数の制約もあって理論的な解説については多少簡略にせざるを得なかった。この点については、必要に応じ前記『企業活動と経済犯罪』等を参照していただきたい。

本書の執筆者はいずれも企業法務を主たる活動・研究領域としているが、弁護士である執筆メンバーは司法研修所の刑事弁護教官を務めるなど刑事事件にも多くの経験を有している。執筆の分担は目次に記載したとおりであり、各部分の文責はその執筆者にある。

前著においても述べたことであるが、わが国の企業は、犯罪被害を含めて

トラブルが公になることを好まず、組織内部で曖昧に処理してしまう傾向がみられる。しかし、規制緩和、競争激化の潮流の中で社会が企業を見る目はいっそう厳しさを増し、トラブルの解決にも公正さ、透明性が強く求められる時代となっている。企業自身が不祥事を起こさないようにすることはもちろんであるが、企業が被害者となった場合でも、その解決方法に不適切な点があれば、それ自体が株主や取引先あるいは従業員からの批判にさらされるリスクが高まっているのである。

いかに万全と思える予防措置を講じたとしても、企業が経済活動を行う過程でトラブルに見舞われることは避けられない。むしろ、それにどのように対処するかによって企業の真価が問われることをあらためて強調したい。

本書が、企業の総務・法務担当者や弁護士をはじめとする法律実務家、さらに警察の担当者の方々の実務の参考に資することがあれば幸いである。

平成12年1月9日

編集代表 井窪保彦



# 第3章 警察からみた知能犯罪 にかかると告発・告発の 現状と問題点

## I 統計的資料に基づく現状と問題点

### 1 統計的資料に基づく告発・告発の受理・処理の現状

実務上、告発・告発の受理・処理について特に問題とされているのは、「知能犯」に係るものであると言われている。ここで言う「知能犯」は、広義としては、公職選挙法、会社法、金融商品取引法等の特別法の違反をも含むものであるが、警察の犯罪統計上における「知能犯」は、詐欺、横領（占有離脱物横領を除く）、偽造、汚職および背任を指す。そして、刑法犯の中で、その認知の端緒の絶対数・割合ともに告発・告発が大きな罪種を見てみると、強姦（平成29年刑法改正により、強制性交等罪に罪名変更し、非親告罪となる）、強制わいせつ（同改正により非親告罪となる）や器物損壊といった親告罪に加えて、詐欺、横領、偽造等の知能犯において、告発・告発がその認知の端緒の主要な一部となっている（〔表1〕参照）。

これは、無銭飲食のような単純な詐欺事件等を別にすれば、一般的に知能犯は、

- ① 商取引の中で行われたり、また、これを偽装するなど複雑なものが多いことから、弁護士を介して告発の手続をとることが多いこと
- ② 被害が多額に上るものが多く、処罰意思が強いこと
- ③ 民事で自己の立場を有利にしたいという思惑から、告発等が行われる

場合もあること

等によるものと思われる。

ここで、過去の統計（〔表2〕参照）に目を転じると、全刑法犯の認知件数は、平成14年には戦後最多を記録していたが、平成15年は減少に転じ、増加傾向に歯止めがかかった。

一方、知能犯に限った認知件数は平成13年以降5万件台から6万件台で推移していたが、平成16年は9万件を超え、大幅な増加が見られた。このうち告訴・告発が端緒の認知件数を見ると知能犯全体の認知件数の推移と異なり、平成14年以降減少している（〔表2〕、〔図2〕参照）。このように、知能犯全体の認知件数に大幅な増加が見られたにもかかわらず、そのうちの告訴・告発が端緒の認知件数が減少した理由としては、近年、携帯電話、インターネット、および郵便等の通信手段を利用し、不特定多数を狙って敢行される、いわゆるオレオレ詐欺や架空請求詐欺等の特殊詐欺事案が多発し、知能犯全体の認知件数を引き上げている一方、この種犯罪の届出が一般的に被害届でなされることが多く、告訴によることが少ないこと等が考えられる。

また、知能犯の検挙率をみると、平成13年以降は低下の一途をたどり、平成16年には30%台にまで落ち込んでいるが、その後は上昇に転じ、平成21年は60%台にまで回復している（〔表2〕参照）。これは近年多発している、いわゆるオレオレ詐欺や架空請求詐欺等の匿名性が高い知能犯罪について、警察において強力な検挙・抑止対策を推進した結果と考えられる。

しかしながら、知能犯の検挙率は、70%以上で推移していた平成13年以前の水準にまでは回復しておらず、これは、

- ① 社会の高度化・複雑化を反映した事件自体の複雑化
- ② 交通・通信手段の発達による犯罪の広域化・国際化
- ③ 裁判所の事実認定の厳格化に伴う立証に必要な捜査の量的質的拡大
- ④ 被疑者等の権利意識の高まりによる捜査の困難化

等も背景事情として挙げられよう。これら問題を根本的に解決するには、警察知能犯捜査体制の量的・質的強化が必要と考える。

警察における告訴・告発の受理および処理の状況について、実務的に収集した統計数値をもとに分析したものとしては、35年以上前（昭和56年中の数

値)のものではあるが、浅上勝敏「告訴・告発事件の受理及び処理の状況について」(警察時報37巻11号32頁～40頁(1982・11))がある。同稿では、

- ① 告訴・告発の大都市圏への集中
- ② 処理に要する期間の長期化と繰越件数の増加
- ③ マスコミ報道先行事件の増加

といった点が当時の特徴として挙げられているが、これらは、今日においても同様に見られる傾向であり、特に処理に要する期間の長期化については、一層顕著になっているとも言える。

## 2 警察における告訴・告発についての考え方

告訴・告発は、国民の捜査機関に対する直接的な要求であることから、その対応・処理のあり方は国民の注視するところである一方、その迅速・適切な処理を図ることは、第一次捜査機関としての警察に課せられている重要な責務の1つである。

そこで、過去幾度となく打ち出されている刑事警察の強化対策において、告訴・告発事件処理体制の強化が常に重要知能犯強化対策の大きな柱の1つとして盛り込まれてきた。たとえば、昭和55年10月24日の警察庁次長通達別添「刑事警察強化総合対策要綱」には、「第1 重要知能犯罪捜査力の強化」に「2 告訴告発処理体制の強化」の項目が設けられている。

具体的には、告訴の受理、警察署における告訴処理の指導および複雑・大規模な告訴事件の捜査を一元的、専門的に担当する告訴・告発事件処理センターを大規模な都道府県警察に設置することなどがうたわれており、現在、実際に警視庁、大阪府警、神奈川県警等に所要の体制のセンターが置かれている。

また、この「告訴告発処理体制の強化」については、量的なものばかりではなく、質的な捜査力の強化が極めて重要である。前記「要綱」「第1 重要知能犯罪捜査力の強化」においても、「4 捜査能力の向上」の項で、「知能犯罪に対する事件指揮能力、捜査技術等を高めるため、知能犯罪捜査幹部教養の高度化、専務員に対する専門的な知識・技術教養の充実を図る。……」と記載されているのもその趣旨である。

警察では、これまで、告訴・告発事件に限らず、知能犯捜査力全般の強化のため、各種の研修、教育を実施してきている。特に、近時において、複雑な財務解析を要する事件が多くなってきていることを受け、簿記等の専門的能力を養成することに努めている。また、財務解析の専門家である公認会計士や税理士等の資格を有する者を財務捜査官として中途採用し、全国レベルで広域的に活用する試みも行われている。

こうした試みが行われている中で、平成11年10月に埼玉県で発生した、いわゆる「桶川事件」(注)において、警察の告訴の取扱いが問題化した。このため、警察庁ではこの事件の発生を教訓として、告訴等の相談時における不適切な取扱いや、受理後の捜査の停滞等を是正するため、平成12年4月14日、「告訴・告発の受理・処理の適正化と体制強化について」通達を发出している。

本通達には、警察署幹部による指揮の徹底を図るとともに、警察署における告訴等の受理・処理等の専門的取扱い機能を補充するため、警察本部に告訴専門官等を設置し、告訴等の受理段階における事案の組織的検討による受理の適正化、同処理段階における指揮・指導と効率的な捜査力運用による捜査の迅速化を図ること、その他告訴等の取扱いに向けた警察署の体制強化が盛り込まれている。

また、一連の警察不祥事案を踏まえ、平成12年7月13日、国家公安委員会に提出された警察刷新会議の緊急提言には「国民の告訴・告発に関する権利を侵害しないよう留意すべき」とうたわれ、これを受け同年8月25日発出の警察庁長官通達「警察改革要綱」には「告訴・告発への取組の強化」が盛り込まれた。

これにより、警察では告訴・告発に関する業務指導の強化、告訴体制強化のための地方警察官の増員、告訴専門官等の担当者の全国会議等の開催、告訴・告発事件捜査に対する積極的な評価等を推進し、告訴・告発の受理・処理の適正化と体制強化を図っている。

(注) 埼玉県「桶川事件」

平成11年10月26日、埼玉県桶川駅前において、女子大生が殺害された。この事件について捜査の結果、犯人は、以前からこの女性に対しストーカ



一を行っていた男とその兄等であることが判明した。犯人は同年12月20日までの間に順次逮捕され、主犯格の被疑者は北海道で自殺体で発見されたが、その後のマスコミ等の調査でこれらのストーカー行為については、以前から被害者およびその家族から所轄警察署が相談を受け、また、告訴状の提出まで受けていたにもかかわらず、これに対して真摯に対応していなかったことが判明し、警察の対応が強く批判された。また、その後の調査で告訴を取り下げさせるため、捜査書類の改ざんをしていた事実も発覚し、県警は、翌年4月6日、関係警察官を公文書偽造等で書類送検することとなった。

ただ、以上のような対策は、一定の成果を収めてきてはいるものの、他部門と比較して数少ない知能犯担当の捜査員、とりわけ告訴・告発の集中する都市部の警察署の捜査員にとって、告訴・告発の処理が依然として大きな負担となっていることは否定できないところであり、その合理化と適正化は引き続き大きな課題となっている。

## Ⅱ 告訴・告発の受理上の留意点

前述のとおり、警察においても、告訴・告発の迅速・適切な処理は、重要な課題の1つであると認識されてきているところであり、特に、経済取引に関して巧妙に行われる詐欺事件等検挙の重要性については十分に認識されてきたと言える。昭和62年に検挙された豊田商事事件はその代表的なものであるが、最近においても、

- ① 株式会社ニシキファイナンス代表取締役らによる予約手形預かり名下の手形詐欺事件（平成8年）
- ② 経済革命クラブ（KKC）による広域多額詐欺事件（平成9年）
- ③ 年金会（オレンジ共済）による広域多額詐欺事件（平成9年）
- ④ 大和都市管財株式会社グループによる巨額詐欺事件（平成13年）
- ⑤ 雪印食品株式会社役員による多額詐欺事件（平成14年）
- ⑥ 平成電電株式会社グループによる広域多額詐欺事件（平成19年）
- ⑦ 株式会社近未来通信による広域多額詐欺事件（平成21年）
- ⑧ AIJ 投資顧問株式会社による多額詐欺事件（平成24年）

- ⑨ 株式会社安愚楽牧場による特定商品預託法違反事件（平成25年）
- ⑩ 株式会社みずほ銀行審査役らによる多額詐欺事件（平成27年）
- ⑪ バンリ・グループによる多額詐欺事件（平成29年）

といった大規模な詐欺事件等を検挙している。

しかし、経済取引がからむ知能犯事件の中には、その取引の形態自体や金の流れ、人物の関係等が非常に複雑になっているものも多く、訴える告訴人も、どの事実について、どの罪に当たるとして告訴を行うのか未整理のまま告訴に及ぶ場合も多い。そうした事実関係の整理には相当の時間を要するのが通常であり、このことが、警察が告訴・告発の受理をなかなかしないと受け止められる1つの要因であると思われる。

## 1 受理・不受理の判断

警察の実務においては、受理・不受理については、告訴等の要件が整った適正なものか否か、事実関係が刑事事件として成立するか否か、その疎明資料は十分か否か等について十分に吟味し、受理の適否を慎重に判断している。したがって、1回だけの相談では事案の吟味を十分に行えないことも多く、事実関係の確認等の必要性から適宜必要資料の提出を求めるなど数度の検討を経たうえで、正式受理することが多いと思われる。

### (1) 告訴等の要件

形式的要件として、

- ① 告訴権等が存在すること
- ② 公訴時効が完成していないこと
- ③ すでに処分がなされた事実についての告訴等でないこと

があげられる。

このほか、親告罪の場合には、

- ① 告訴期間内の告訴であること
- ② 以前に告訴を取り消しての再告訴でないこと

といった形式的要件が必要である。

また、実質的要件としては、

- ① 犯人の処罰を求める意思（告訴・告発意思）があるか（集団告訴の場合



●執筆者一覧●

- ・飯田 岳（弁護士、阿部・井窪・片山法律事務所）
- ・井窪保彦（弁護士、阿部・井窪・片山法律事務所）
- ・小幡雅二（弁護士、小幡雅二法律事務所）
- ・清水保彦（弁護士、清水法律事務所）
- ・須崎利泰（弁護士、阿部・井窪・片山法律事務所）
- ・鈴木邦夫（警察庁刑事局捜査第二課理事官）
- ・寺島秀昭（弁護士、晴海協和法律事務所、専修大学法科大学院教授）
- ・波光 巖（弁護士、元公正取引委員会審判官・前神奈川大学法学部教授兼法科大学院非常勤講師）
- ・森国浩輔（警察庁刑事局捜査第二課理事官）

〔初版、第二版、第三版補訂、第四版執筆者〕

- ・今林寛幸（京都府警察警務部長）
- ・貴志浩平（警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長）
- ・倉科直文（弁護士、虎の門法律事務所）
- ・重松弘教（警察庁刑事局捜査第二課理事官）
- ・渡邊国佳（警察庁長官官房人事課監察官）

※所属・片書きは執筆時のもの。

(50音順)

## 〔編集代表者略歴〕

井 窪 保 彦 (いくぼ やすひこ)

1953年生、1975年一橋大学法学部卒業、1977年弁護士登録、1995年～1997年司法研修所教官、現在、阿部・井窪・片山法律事務所パートナー弁護士

企業法務を中心に知的財産権法、損害賠償法、金融法、倒産法等広く民商法の各分野に携わっている。企業活動や経営をめぐる法律問題について助言・指導を行うとともに、コンプライアンスプログラムの策定等にもあたっている。主要な著書に『企業活動と経済犯罪』（編著、民事法研究会刊）、『実務企業統治・コンプライアンス講義〔改訂増補版〕』（編著、民事法研究会刊）、『法務リスク・コンプライアンスリスク管理マニュアル』（編著、民事法研究会刊）などがある。

〔事務所〕 〒104-0028 東京都中央区八重洲2-8-7 福岡ビル9F

阿部・井窪・片山法律事務所

TEL 03(3273)2600 FAX 03(3273)2033

## 書式告訴・告発の実務〔第五版〕

---

平成29年11月9日 第1刷発行

定価 本体4,100円（税別）

編 者 経営刑事法研究会  
発 行 株式会社 民事法研究会  
印 刷 藤原印刷株式会社

---

発行所 株式会社 民事法研究会

〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿3-7-16

〔営業〕TEL 03(5798)7257 FAX 03(5798)7258

〔編集〕TEL 03(5798)7277 FAX 03(5798)7278

<http://www.minjiho.com/> info@minjiho.com

---

落丁・乱丁はおとりかえします。ISBN978-4-86556-186-9 C3332 ¥4100E